政令

畜産経営の安定に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年十二月二十二日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百三十七号

畜産経営の安定に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、畜産経営の安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）を実施するため、この政令を制定する。

畜産経営の安定に関する法律施行令（昭和三十六年政令第三百八十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「及び次条」を削り、「ものの数量」の下に「（当該乳業工場で処理又は加工をされた後、他の乳業工場へ売買によらず搬出され、当該他の乳業工場で特定乳製品に加工された生乳の数量を含む。）」を加える。

第六条を次のように改める。

第六条　削除

第十七条中「、第六条後段」を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この政令による改正後の第五条第二項の規定は、令和四年四月以後の月分の加工原料乳の数量の算出について適用し、同年三月以前の月分の加工原料乳の数量の算出については、なお従前の例による。

2　令和四年三月以前の月分のこの政令による改正前の第六条後段の規定による数量の通知については、なお従前の例による。

（地方自治法施行令の一部改正）

第三条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一畜産経営の安定に関する法律施行令（昭和三十六年政令第三百八十七号）の項中「、第六条後段」を削る。

総務大臣　金子　恭之

農林水産大臣　金子原二郎

内閣総理大臣　岸田　文雄

狂犬病予防法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年十二月二十二日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百三十八号

狂犬病予防法施行令の一部を改正する政令

内閣は、狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）第四条第六項の規定に基づき、この政令を制定する。

狂犬病予防法施行令（昭和二十八年政令第二百三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

2　市町村長は、法第四条第一項及び第二項の規定により登録を受けた犬について、次の各号のいずれかに該当する場合には、その犬の登録を消除することができる。

一　その犬又はその犬の所有者の所在が判明しない場合

二　その犬が本邦以外の地域に所在することが明らかな場合

三　前二号に掲げる場合のほか、特別の事情があるため、その犬の登録を消除することが適当であると認める場合

附　則

この政令は、令和四年四月一日から施行する。

厚生労働大臣　後藤　茂之

内閣総理大臣　岸田　文雄

健康保険法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年十二月二十二日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百三十九号

健康保険法施行令の一部を改正する政令

内閣は、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第百六十条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

健康保険法施行令の一部を改正する政令（平成三十年政令第五十九号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第二項中「平成三十三年三月から平成三十四年二月まで」を「令和三年三月から令和五年二月まで」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣　後藤　茂之

内閣総理大臣　岸田　文雄

最高裁規則

○最高裁判所規則第三号

少年審判規則及び刑事訴訟規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年十二月二十二日

最高裁判所

少年審判規則及び刑事訴訟規則の一部を改正する規則

（少年審判規則の一部改正）

第一条　少年審判規則（昭和二十三年最高裁判所規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第二号中「第三十三条」を「法第三十三条」に改め、同条第五項第二号中「第二十条」を「第二十条第一項」に、「及び第二十四条の二」を「、第二十四条の二、第六十二条第一項及び第六十四条」に改める。

第三条第一項第一号中「第二十四条第一項」の下に「及び第六十四条第一項」を加え、同条第二項第二号中「第二十条」を「第二十条第一項及び第六十二条第一項」に改める。

第四条第一項中「第十八条、第十九条第二項（第二十三条第三項において準用する場合を含む。）、第二十条、第二十三条第一項、第二十四条第一項」を「第二十四条第一項第二号及び第三号」に、「及び第二十七条の二第五項本文」を「、第二十七条の二第五項本文並びに第六十四条第一項第三号」に改める。

第五条第一項中「から第二十条まで」を「、第十九条、第二十条第一項」に、「又は第二十四条第一項」を「、第二十四条第一項、第六十二条第一項又は第六十四条第一項」に改める。

第二十一条の二中「又は第二十条」を「、第二十条第一項又は第六十二条第一項」に改め、同条に次の二項を加える。

2　前項の通知は、観護の措置をとり若しくはこれを変更した場合又は法第十七条第一項第二号の措置がとられている事件について法第十九条第二項、第二十条第一項若しくは第六十二条第一項の決定をした場合において、少年に保護者及び付添人がないときは少年の法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹のうち少年の指定する者一人に、少年にこれらの者がないときは少年の申出によりその指定する者一人に、これをしなければならない。

3　第一項の通知は、観護の措置を取り消した場合において、少年に保護者及び付添人がないときは、少年の法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹のうち適当と認める者に、これをしなければならない。

第二十二条の三中「第三十五条第一項本文」を「法第三十五条第一項本文」に改める。

第二十四条の見出し中「第二十条」を「第二十条第一項等」に改める。

第二十四条の二第一項中「又は第二十条」を「、第二十条第一項又は第六十二条第一項」に改め、同項ただし書中「少年又は保護者が選任した」を「法第二十条第一項又は第六十二条第一項の決定をする場合において、法第十条第一項の規定により選任された」に改め、同条第二項中「弁護士法人」の下に「（弁護士・外国法事務弁護士共同法人を含む。）」を加える。

第二十四条の三第一項中「又は第二十条」を「、第二十条第一項又は第六十二条第一項」に改める。

第三十五条の見出し及び第三十六条の見出し中「第二十四条」を「第二十四条等」に改める。

第三十七条の見出し中「第二十四条」を「第二十四条等」に改め、同条第一項中「第二十四条第一項第一号若しくは第二号」の下に「又は第六十四条第一項第一号若しくは第二号」を加え、「同項第三号」